従五位に叙する（各通）　小山　洋
正六位に叙する（各通）　富島　勉
井塚　竹次
河瀬　哲夫
永井　俊明
（福岡市議会議員）　望月　信彦
従六位に叙する（各通）　八巻　武男
伊藤　芳樹
正七位に叙する（各通）　一宮　俊一
従七位に叙する（各通）（以上二月十九日）　浅井　鉦三
正五位に叙する（各通）　春日　敏
二山　政治
従五位に叙する（各通）　河原　三郎
高橋　耕文
西川　祐一
廣岡　勇雄
正六位に叙する（各通）　阿部　清人
徳永　健
武藤　行男
従六位に叙する（各通）　従七位　熊谷　覺
正七位に叙する（各通）（以上二月二十日）　（群馬大学名誉教授）　従四位に叙する　竹内　康夫
正五位に叙する（各通）　新井　正一
水島　祐吉
従五位に叙する（各通）　大久保俊夫
香西　清隆
正六位に叙する（各通）　井出　茂
片山　六雄
阪上　清太
瀬沼　正次
従六位に叙する（各通）　齋藤　幹雄
富島　勉　留岡　繁男
井塚　竹次　稲田　浄二
河瀬　哲夫　澤田　浩二
永井　俊明　野山　茂樹
（福岡市議会議員）　望月　信彦
八巻　武男
伊藤　芳樹　川崎　源作
一宮　俊一　原　恒夫
浅井　鉦三　麻生　俊介
春日　敏　佐藤　芳憲
二山　政治　畑谷　彰則
河原　三郎　黒澤　源一
高橋　耕文　寺門　秀雄
西川　祐一　能勢　八朗
廣岡　勇雄　道上　保
阿部　清人　小山　憲吾
徳永　健　仁平三喜男
武藤　行男　森村　茂
東　正敏
飯塚　禧一
松山　靜之
下山　望
森田　石藏
橋本　助一
四井　米重
笹沼　信
津川　忠博
芝　昇
根門　良雄
篠藤　正則
矢口　章
山下　道夫
久保　哲郎
今道　友則
清水　悟
下村　省一
永岡　和良
野田　力
森　一彦
河合　慎二
服部　赳
守山　史生
渡邉　克彦
前田　方隆
内　武稔
堤　恒康
國仲　辰己
小原　育三
奥田　幹生
岡田　滋
三角公仁隆
松本　功
吉田　良榮
瀬尾　國利
鹿嶋金治郎　下村　正直
瀬尾　國利
葭葉　久雄
従七位に叙する（各通）（以上二月二十一日）　荻　愼一郎
正四位に叙する　（高知大学名誉教授）
正五位に叙する（各通）　大坂　秀雄
原　恒夫
従五位に叙する　石川　政雄
正六位に叙する（各通）　石田　吉典
正七位に叙する（各通）　渡邉　克彦
従七位に叙する（以上二月二十二日）　（東京大学名誉教授）　守山　史生
従四位に叙する　岩下　仁作
従七位に叙する（各通）（以上二月二十三日）　（有明工業高等専門学校名誉教授）　原田　克身
従四位に叙する　緒方　一雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十九日）　春日　敏
寺門　秀雄
仁平三喜男
森村　茂
瑞宝双光章を授ける（各通）　東　正敏
徳永　健
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十日）　（群馬大学名誉教授）　下山　望
瑞宝小綬章を授ける　芦立　尚典
瀬尾　國利
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上二月二十一日）　田島　俊明
瑞宝小綬章を授ける　井塚　竹次
稲田　浄二
田部井政幸
原　恒夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　久保　哲郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十九日）　高橋　耕文
永岡　和良
二山　政治
瑞宝双光章を授ける（各通）　丹治　秋彦
松山　靜之
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十日）　伊藤　芳樹
澤田　浩二
永井　俊明
成瀬　正彦
山下　道夫
矢口　章
小久保光祥
細井　崇宏
渡邉　克彦
守山　史生
原田　克身
内　武稔
堤　恒康
瑞宝中綬章を授ける　鶴田　昌治
瑞宝小綬章を授ける（各通）　石田　吉典
瑞宝双光章を授ける（各通）　小久保光祥
瑞宝単光章を授ける（以上二月二十二日）　（東京大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける　岩下　仁作
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十三日）　（有明工業高等専門学校名誉教授）
瑞宝双光章を授ける　山口　毅
瑞宝単光章を授ける（以上二月二十四日）
瑞宝双光章を授ける（二月二十五日）

官庁報告

官庁事項

登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の五の規定により次の電子海図情報表示装置講習を登録したので、同規則第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成三十年三月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録年月日　平成三十年三月十四日
(二) 登録番号　第十五号
(三) 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称及び所在地
島根県立浜田水産高等学校
島根県浜田市瀬戸ヶ島町２５番地３
(四) 住所　島根県浜田市瀬戸ヶ島町２５番地３
(五) 登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地
島根県立浜田水産高等学校　島根県浜田市瀬戸ヶ島町２５番地３

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、福島労働局の関係事業主を代表する者斎藤政之の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年３月29日　厚生労働大臣　加藤　勝信